後期高齢者医療制度についてのお知らせ 令和5年度分の保険料から軽減対象者の所得要件が変わります

◇保険料について(令和5年度)

4月から3月までの年間保険料は、前年の所得状況に応じて個人ごとに計算し、7月にそれぞれ通知を行います。なお、保険料は世帯の所得等によって軽減されることがあります。

保険料の計算方法

[均等割額] 被保険者一人当たり 50,880円 [所得割額] 賦課のもととなる所得金額※ × 所得割率 9.35%

【年間保険料】 賦課限度額 66 万円

- ※「賦課のもととなる所得金額」は、前年の総所得金額等(「公的年金収入-公的年金等控除」「給与収入 -給与所得控除」「事業収入-必要経費」等で各種所得控除前の金額)から基礎控除 43 万円を差し引い た額です。
- ※給与所得がある方は、所得金額調整控除が適用される場合があります。

+

◇均等割額軽減措置の所得要件の改正について

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額は軽減されます。

低所得者に対する保険料の負担を軽減するため、令和5年度保険料から対象者の所得要件が変わります。

令和4年度

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額)	均等割の 軽減割合
4 3万円 【+ 1 0万円×(年金・給与所得者の数-1)】※ 以下	7割
4 3万円 【+ 1 0万円×(年金・給与所得者の数-1)】※ + 2 8.5万円×(被保険者数)以下	5 割
4 3万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】※ +52万円×(被保険者数)以下	2割

令和5年度から

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額)	均等割の 軽減割合
43万円 【+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】※ 以下	7割
4 3 万円 【+ 1 0 万円×(年金・給与所得者の数 – 1)】※ + <mark>2 9 万円</mark> ×(被保険者数)以下	5割
4 3 万円 【+ 1 0 万円×(年金・給与所得者の数 – 1)】※ + <mark>5 3.5 万円</mark> ×(被保険者数)以下	2 割

- ※【】内の計算は世帯主及び世帯の被保険者全員の年金・給与所得者数が2人以上の場合に限ります。
- ※前年度の1月1日において65歳以上の方は、軽減判定の際に限り公的年金の所得から15万円を限度として控除があります
- ※軽減判定の際には、「専従者控除」「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。 ※所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。
- ※軽減判定は、賦課期日(4月1日または資格取得日)時点で行われます。